

ヴァイマル期の福祉制度と内国伝道の財政問題 ——ドイツ優生学とプロテスタンント社会福祉(1)——

後藤 俊明

- I 問題の所在
- II 二元的福祉制度の成立
- III 内国伝道の財政問題

【要旨】

1933年7月14日に制定されたナチ強制断種法は、「劣等遺伝形質」保持者の生殖の強制的禁絶によって「ドイツ民族の質的劣化」の防止を指向する消極的優生学の国家政策化を意味した。ナチ・レジームの成立後いち早く断種の法制化が実現され得た社会史的な一要因は、ヴァイマル共和制期における優生学的思考の社会的浸透に求めることができる。優生思想をめぐる議論の拡大と深化、優生学研究の組織化、啓蒙書や雑誌などを媒体とする優生思想の流布、その実践をめぐる一定の合意の形成といったヴァイマル優生運動の展開が、その社会的受容基盤の拡がりをもたらしたのである。この研究の課題は、ヴァイマル期の二元的社會福祉体制の中軸的担い手であったキリスト教福音主義の内国伝道中央委員会を事例として取り上げ、優生思想の社会的受容過程の一局面を明らかにすることにある。本稿は、この課題に迫るための準備的考察である。

本稿においては、世界経済恐慌期に内国伝道を優生学の容認へ転回させた一因は、ヴァイマル社会国家の危機に規定された内国伝道の財政的逼迫に求めることができるとの視角から、それにいたる前提的枠組が1920年代のヴァイマル社会福祉制度の展開過程と関連づけて明らかにされる。ヴァイマル社会国家の二元的福祉制度へ組み入れられた内国伝道は、一方で私的福祉団体としての位置価を高めていったが、他方において公的福祉財政への過度な依存性と債務化傾向を深めていった。そのことが、世界経済恐慌期において内国伝道を優生学的転回へと導く財政上の前提条件を創り出した。

【キーワード】

優生学 内国伝道 二元的福祉制度 福祉財政

I 問題の所在

ドイツにおける優生学の歴史的展開過程を時期区分するとすれば、以下の四つの段階を想定することができる¹⁾。第一段階は、優生学成立の段階ともいべきヴィルヘルム期である。この時期には、プレツ(Alfred Ploetz)やシャルマイヤー(Wilhelm Schallmayer)らの著作の公刊によって優生学の理念や実践目標が定式化されるとともに、「民族衛生学協会」などの民間組織の設立や『民族・社会生物学アルヒーフ』などの優生学専門雑誌の発刊などを通じて優生思想の社会的流布が始まった。その後、第一次世界大戦の勃発によって優生思想に対する社会的関心は一時的に低下したが、戦争の敗北的推移とともに「ドイツ民族の没落」への危機意識が高まり、戦争終結後のヴァイマル共和国の時代には優生思想が再燃するにいたる。第二段階に当たるこの時期には、優生学の社会的浸透とその制度化が進展した。ミュンヘン大学に初めての民族衛生学講座が設立されてレンツ(Fritz Lenz)がその主任教授に就任したこと、ベルリンのカイザー・ヴィルヘルム研究所にムッカーマン(Hermann Muckermann)を長とする優生学研究部門が開設されたことが、その一例である。また、優生学的断種の合法化をめぐる刑法改正問題がライヒ議会において審議され、その議論がメディアなどで広く関心を集め、さらに優生学に関連する数多くの著作、啓蒙書、雑誌、パンフレットが公刊され、それまで優生思想から距離を置いていたさまざまな社会諸組織においても優生学について論議されるといった様相を呈する。ヴァイマル優生運動とも称されるこうした展開は、優生学的思考の社会的浸透に貢献し、優生学の実践のための歴史的条件を醸成した。そのさい留意すべきことは、「優良遺伝形質」を保持する人びとの増加を目的とする積極的優生学(positive Eugenik)が比較的広く社会に浸透していっただけでなく、「劣等遺伝形質」を保持するとされる人びとの生殖の禁絶を指向する消極的優生学(negative Eugenik)もまた公然と議論されるにいたったことである。本稿の立論との関連では、後者の消極的優生学をめぐる問題が主要な考察対象となる²⁾。

これに続く第三段階において、優生学は議論の段階を終えて実践の段階を迎える。優生学の国家政策化と体系的実践への移行が、この時期の特徴と言える。世界経済恐慌の衝撃とヴァイマル社会国家の危機を背景として、消極的優生学にもとづく政策（とりわけ断種政策）が国家レヴェルで検討され始め、1932年7月にはプロイセンにおいて包括的な断種法草案が策定されるにいたる。この草案の実現は共和国末期の政治的急転によって中断されたものの、1933年1月に権力の座に就いたナチスはこの草案の枠組を引き継ぎつつ、しかしながら独自の人種衛生学的理念を組み入れて、早くも1933年7月にいわゆるナチ強制断種法を公布した。

いまや優生学は、ナチ人種衛生学に接合されてナチ体制の国家政策に緊密に組み入れられ、強制断種政策として体系的に実践されるにいたったのである。第四段階の戦後ボン共和国期においては、優生学から人間遺伝学への転換が見られたが、人的および思想的に優生学の核心が継続する一方で、ナチ期の優生政策の犠牲者は戦後補償の枠外に長く放置され、「忘れられた犠牲者」としていわば二重の迫害に耐えなければならなかった。

本稿を準備的考察とする本研究の課題は、いま指摘した四つ段階のうち第二段階から第三段階への移行期を対象として、ナチズムによる優生学の国家政策化にいたる歴史過程の一断面を明らかにすることにある。そのさい、問題の所在は以下のとおりである。

ナチ・レジームの成立からおよそ半年後の1933年7月14日、新政府は「遺伝病子孫予防法」(Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses)を公布した³⁾。一般にナチ強制断種法と呼称されるこの法律は、生物学的に劣等な遺伝形質を保持すると見なされた人びとの生殖を強制的な断種措置によって禁絶することを目的とした。それは、「価値低き者」の増加によるドイツ民族の質的劣化の防止と、支配民族にふさわしい優等遺伝形質保持者の増加によるナチ民族共同体の純化を指向するナチ人種衛生学の政策的実現であった。1934年1月1日に施行されたのち第二次世界大戦の終結時までに、少なく見積もっても40万人が強制断種の犠牲になったと言われる⁴⁾。

ナチ期のみならず戦後期のドイツ社会にも深い傷痕を残した強制断種法が、ナチ政権成立後かくも短期間に制定され得たのは何故か。もとよりこの優生政策の核心に、ヒトラー(Adolf Hitler)の『わが闘争』のなかで原初的かつ典型的に展開された、ナチズム固有の急進的な社会ダーウィン主義的人種衛生思想が存在したことは言うまでもない⁵⁾。この思想的核を欠いては強制断種法は成立し得なかった。しかし、その核心的な思想が短期間のうちに国家政策へ組み入れられ、帝国法として制度的に具体化されるためには、思想や理念の先行的実在とともに、それを可能にする社会的諸条件を必要としたと言わなければならない。ナチ・レジーム成立以前のドイツ社会における優生思想をめぐる議論の拡がり、優生学研究の組織化の進展、政策化にかんする一定の社会的合意の形成、さらには世界経済恐慌に起因する社会福祉の危機的状況といった諸要因が重畳的に作用することによって初めて、それが可能になったのである。優生思想の社会的受容基盤の拡がりを視野に入れることによって初めて、ナチ強制断種法の歴史的性格を連続と断絶の両面から捉えることが可能になる。かかる観角から、ナチ・レジーム成立以前の歴史過程において強制断種法への道均しの役割を果たした諸要因について考察することが、さしあたっての課題である。

そのさい以下では、プロテスタント系の社会福祉事業の統括組織とも言うべき「ドイツ福音主義教会内国伝道中央委員会」(Centralausschuß für Innere Mission der deutschen evangelischen Kirche. 以下では内国伝道と略す)を事例として取り上げ、この課題に迫りたいと思う。ここで内国伝道を考察対象とする理由は、まずもって以下の点に求めることができる。ヴァイマル期の優生思想が一部の教養市民層の言説、あるいは医療関係者や行政官僚による政策論議だけではなく、社会福祉の実践領域にも浸透していたことに注目したいからである。公的福祉と私的福祉からなる二極的担い手の相互補完関係を基礎とするヴァイマル期の社会福祉制度のもとで、内国伝道はカトリック系のドイツ・カリタス協会と並んで、この二元的福祉制度を支える中心的な私的福祉団体であった。その内国伝道が優生思想と深く関わり、世界経済恐慌期にはこれを福祉活動の新しい指針として受け入れ、断種を容認するにいたるのである。すなわち、内国伝道は1931年5月、優生学にかんする問題を協議すべくカッセル近郊のトライザにおいて優生学専門会議を開催し、その結果を「トライザ決議」として公表した。決議は優生学的断種について、「神から与えられた肉体の諸機能が悪へ導く場合、あるいは神の国の破壊へと導く場合には、断種を行う権利が存在する」と指摘している。そればかりでなくさらに、「隣人愛およびわれわれが現在の世代だけでなく将来の世代に対しても負っている責任から、断種を行う道徳的義務が存在する」とさえ述べている⁶⁾。優生学的断種はキリスト者の権利としてだけでなく義務として、宗教的および道徳的に正当化されたのである。ドイツ・プロテスタンティズムにおける社会福祉事業の中核団体による消極的優生学の受容が明確に示された点に、この「トライザ決議」の歴史的意義が存在する。

社会ダーウィニズムと遺伝生物学に基盤をおく優生学は元来、キリスト教の教義に背反するものとして登場し、キリスト教と鋭い緊張関係に置かれてきたが、いまや内国伝道は両者を和解的に融合することによって断種の容認に踏み切った。それは、遺伝生物学の自然科学的論理とキリスト教倫理との共鳴と親和関係の成立を意味し、生物学主義的論理のキリスト教的倫理化、あるいはキリスト教倫理の生物学的意味転換とも言い得る。こうした事態は、いかなる歴史的状況のもとで生じたか。また、いかなる正当化の論理に裏付けられていたか。この問題を考察することによって、ヴァイマル期における社会福祉の主要な担い手による優生思想の受容過程の一局面を明らかにできるとともに、ヴァイマル社会国家と優生学の関係にも光を当てる能够のように思われる⁷⁾。

以上の課題に迫るための準備的考察である本稿は、ヴァイマル共和国の福祉制度と内国伝道の財政問題を明らかにすることを目的とする。内国伝道による優生学的断種の容認を規定した歴史的要因のひとつは、世界経済恐慌の勃発にともな

うヴァイマル社会国家の危機にあった。とりわけ福祉財政の逼迫は、それまで拡充されてきたヴァイマル社会福祉体制の維持を困難としたため、その根本的な見直しを余儀なくした。内国伝道はこの体制の中心的な担い手であっただけに、国家財政における福祉支出の削減から直接的な影響を受けざるを得なかった。すなわち、財政逼迫への対応として福祉水準の切り下げと「扶助の差別化」の導入が検討されるとともに、断種の実施による福祉施設の縮小と経費節減が指向されることになるのである。内国伝道の優生学的転回はまずもって、こうした財政的連関から捉えることができる。もとより、内国伝道の新しい進路は財政問題によってのみ規定されたわけではない。優生学的転回が世界経済恐慌の衝撃に対する唯一の対応形態であったわけではなく、そのほかの可能的選択肢も存在し得たからである。そうであるとすれば、内国伝道をしてほかならぬ消極的優生学を選択せしめた要因が問われなければならないが、その解明は次稿の課題である。本稿では、内国伝道をこうした選択にいたしました外的条件として財政問題に着目し、それが1920年代のヴァイマル社会福祉制度の展開過程のもとで危機の病巣として潜行していたことを明らかにしたい。

II 二元的福祉制度の成立

帝国瓦解から共和国樹立にいたる1918／19年の流動的な情勢のなかにあって、内国伝道は新しい政治社会秩序の行方を固唾を飲んで見守っていた。新生の共和国の政治と社会において教会の影響力が大幅に削がれるのではないかとの懸念が大きかったからである。国家と教会の分離、教会の諸特権の停止、教会税の廃止、宗派的教育の廃止などが危惧された。内国伝道中央委員会事務局長ヒュルクルーケ(Gerhard Füllkrug)によれば、「新しい国家指導者は、一部は自由思想家であり、また一部はユダヤ人であり、非キリスト者である。彼らは国家を宗教抜きのものに、したがって神不在のものにしようとしている。……暴力過剰な革命と共和国のバリケードに対して真摯で誇り高い『留保的態度』を対置できるのは、信仰をおいてほかにない。」⁸⁾

こうしたなかで内国伝道は、とくに社会福祉制度の再編について懸念を抱きつつ、その帰趣に強い関心を寄せた。社会民主党の影響下におかれた自治体を中心に福祉の社会化(Sozialisierung)ないし自治体化(Kommunalisierung)が要求されていたからである。それは、私的福祉団体を地方自治体の統括のもとへ組み入れ、公的福祉を中軸とする、自治体官僚主導の一元的な福祉制度の実現を指向するものであった。19世紀中葉以降、私的福祉団体としてプロテスタント系社会福祉の担い手組織を傘下に幅広く構築し、多様な福祉活動を統括してきた内国伝道にとっ

て、社会化の実現は自らの存立基盤の根幹にかかわる重大問題であると受け止められた。キリスト教系社会福祉のいまひとつの担い手であったカリタス協会も、これと同様の危惧を抱いていた。ミュンヒエン大司教ファウルハーバー(Michael von Faulhaber)は、それをつぎのように代弁している。「扶助の最良の果実は教会の庭園において熟すものであり、人工的な照明の灯に照らされた官庁事務室においてではない。……国の扶助は行政的な考慮にだけもとづいているため〔本来の〕業務の半分しか担うことができない。たとえ国の扶助担当者が最大限に動員されたとしても、彼らはすべての困窮を把握することができないからである。この世の困窮の過半は魂の困窮であり、これは教会の恩寵手段をとおしてのみ捉えることができ、それによってのみ救済され得る」と⁹⁾。

しかし、共和国の統治体制の骨格が明確になるにつれて、内国伝道の危惧は杞憂に終わった。なるほど国家と教会は分離されたが、しかし教会は公法団体として承認され、教会税の徵収を認められ、またその財産権を保障された¹⁰⁾。また、キリスト教系福祉団体の存立と財産も憲法上の保障を獲得した。しかしそれでもなお、プロテスタントの頑迷な保守的教養市民層や聖職者は共和国に敵対的な姿勢をとり続け、内国伝道の指導者層の内部にも反ヴァイマル的な路線に立つドイツ国家国民党に共鳴する者が少なからず存在した¹¹⁾。そうしたなか、内国伝道の多数派は共和国の新秩序の展開に妥協的な態度を示し、共和国に対する非難や攻撃において抑制的な態度を取った。新憲法によってその存立を保障された内国伝道にとってつぎに解決すべき重要課題は、その活動の継続を可能とする社会福祉の新秩序の構築において主導権を握り、自らの組織を温存し、さらには拡大することにあったからである。この当面の目的を達成するためには、世界観の異なる政党や団体、さらには国家省庁を協議と交渉のパートナーとする必要があり、それらとの全面的な対立や抗争には抑制的とならざるを得なかった。内国伝道が福祉活動の継続を指向する限りは、また少なくとも新しい社会福祉の制度設計の段階においては、新生共和国の政治的ヘゲモニーを握るヴァイマル連合三党との協調的な関係が不可避であり、偏狭なイデオロギー的固執は回避されねばならなかった。かかる客観的事態の強制力が、この時期の内国伝道の行動選択肢を規定したのである¹²⁾。

内国伝道が関心を寄せた新しい社会福祉の制度的枠組は、1924年春までに形成された。その基本的な性格は、補完性原理(Subsidiaritätsprinzip)にもとづく、公的福祉と私的福祉を双軸とする相互補完的な二元的福祉制度と特徴づけることができる。この形成過程の起点は1922年7月9日の「ライヒ青少年福祉法」に求めることができるが、1924年2月13日のいわゆる「ライヒ扶助義務令」(Verordnung für die Fürsorgepflicht)によって骨格が定まった。

この扶助義務令の制定過程に着目すれば、ライヒ議会のイニシアティヴが重要な役割を果たした。すなわち、ライヒ議会は1922年5月17日、扶助行政を警察の管轄から切り離して実施能力をもつ別の機関に委譲すること、および扶助に関する種々の法的諸規定を統一的な原則規定に集約することをライヒ政府に勧告したのである¹³⁾。さらに7月14日には、政府に迅速な対応を迫るべく、つきの諸問題への具体的な対応策をまとめた報告書を議会に速やかに提出するようにと政府に勧告した。すなわち、第一に、救貧扶助を含む社会福祉の新しい制度にかんする具体的な構想、第二に、従来の社会諸立法によってまだ捕捉されていない困窮者の扶助にかんする立法措置、第三に、慈善的な社会福祉団体の給付能力の維持ないし回復を可能とするための公的支援にかんする報告書の提出を求めたのである¹⁴⁾。これを受けてライヒ労働省では、大臣ブラウンス(Heinrich Brauns)の指示のもと社会福祉局長リッター(Erwin Ritter)が中心となって準備を進め、「ライヒ社会福祉法制定準備にかんする報告書」を1923年1月6日までに作成し終えて、1923年2月14日にライヒ議会に提出した¹⁵⁾。

この報告書のなかでライヒ労働省は、社会福祉の窮状についてライヒ議会と同様の現状認識を示した。すなわち、公的な社会福祉の実施主体の併存と関連諸法規の非統一性に起因する弊害が著しい状況にあると見なしたのである。これまでライヒ、州、郡、ゲマインデ、目的団体などの多数の公的機関が福祉政策を実施しており、それらの間における福祉業務の分担は統一的な観点からではなく、その時々の必要性に応じて場当たり的に行われてきたという。こうした非統一的で、複雑に入り組んだ社会福祉行政が行われてきた結果、福祉受給者の間に不平等が生じるとともに、福祉財源の非効率的な支出が際立っている。さらに福祉受給を申請するさいに行政部署をたらい回しにされる事例が頻発し、申請者にとって福祉水準があまりに低いことだけでなく、その受給の承認までにあまりに時間がかかりすぎ煩雑であることが不満の種となっている。労働省によれば「事態は急を要している。統一的な実施と給付の増大を実現すべく、公的福祉の担い手と手段を統合する必要がある。」そのさい改正法を積み重ねることによってではなく、統一的なライヒ法の制定によって一挙に解決を図るべきであるとして、ライヒ主導による社会福祉制度の構築の必要性を強調している。具体的には、この時点までに公布されたさまざまな福祉関連法規を統一すべく、包括的なライヒ社会福祉法を制定する。制定されるべきライヒ法の実現目標は、透明性の高い簡素な規則と手続き、給付の増大、担当官庁の集約の三点とされた¹⁶⁾。

本論との関連で注目すべき点は、社会福祉の担い手に関する新しい方向性である。これについて報告書は、以下の二つの構想を盛り込んだ。第一に、財政的基盤の安定した扶助連盟(Fürsorgeverband)を創設する。これを州以下の行政単位

に統一的に設置し、組織的な簡素化と扶助給付の拡充を図る。そのさい扶助連盟は州や自治体に直属する下部組織としてではなく、それから独立した自治組織であるべきだとされた。その管轄地域には扶助局(Fürsorgeamt)ないし福祉局(Wohlfahrtsamt)をきめ細かく配置し、これが扶助の日常的業務を一元的に遂行する。第二は、私的福祉との協力関係を強め、公的福祉と私的福祉の協働にもとづく二元的制度をライヒ主導のもとで構築するという構想である。これは、自治体主導の「福祉制度の社会化」構想への対錐として意図されたものであると捉えることができる。しかし、そればかりでなかった。私的福祉はこれまでの実績から見て公的福祉の補完機能を十全に果たすことができると期待されたこと、また公的組織では担い切れない、扶助活動の特性にとって私的福祉が適合的であったことも、二元的制度導入の理由であった。扶助活動の特性と私的福祉の関連について、報告書はつぎのように指摘している。「国と自治体は、いま国民を圧迫している窮状すべてを独力で克服することができない。それは、克服のための物質的手段が国と自治体に欠けているからであるが、それだけではない。扶助にさいしては人間の人間に対する精神的献身がもっとも重要であるが、国と自治体ではその種の援助へと深化できないからである。」¹⁷⁾ ここには、さきに指摘したファルハーバーの考えに通底する福祉観が示されていると言えよう。さらに続けて、報告書はつぎのように指摘する。実際に援助を必要とする人びとの多くは民間扶助に信頼を寄せている。「彼らは官庁に提出する書類のなかではその本心を決して打ち明けない。より高い次元の動機から、隣人愛による自発的な奉仕を献身的に行ってきた人びとを、彼らは信頼している。」その意味で公的扶助は、今後も継続的に民間扶助の支援と補完的な援助に頼らざるを得ない。さらに「自発的な慈善奉仕活動のすばらしい特権は、公的扶助がいまだに足を踏み入れていない道を手探りで進んでいく点にある」ゆえに、民間扶助の開拓者的な精神と活動が公的扶助を牽引する役割を果たすことが期待できる。民間扶助が今後もこうした方向を推し進めることが社会福祉全体にとって望ましいことであるとすれば、民間扶助組織に国家的承認を付与するとともに、現行法規の枠内において自律的に指令し、管理し、その活動領域を決定する権利や、行政との協働に優先的に組み入れられる権利を保障すべきである¹⁸⁾。

以上の報告書は、独自の扶助理念にもとづく福祉活動の長年の実績をもつ私的福祉を社会福祉制度の中核的担い手として位置づけ、公的福祉と相互補完関係に置くという構想を明確に打ち出していた。それは、カトリシズムの補完性原理の理念に根差すものであり、ともにカトリックであったブラウンスとリッターのニシアティヴに依るところが大であった。とりわけ自らこの報告書を執筆したリッターは、ヴァイマル社会福祉の創出者と見なされている。バーデン州官吏であっ

た彼はブラウンスの招聘によってベルリンのライヒ労働省に移り、1923年から社会福祉局長の職にあった。そのライヒ労働省は共和国建国と同時に設置された新しい中央官庁であり、ヴァイマル憲法に掲げられた社会条項の実現をその主要な任務とした。1920年6月に中央党のブラウンスが労働大臣に就任したのちは、ライヒ労働省におけるカトリックの影響力が増大した。ライヒ労働省は政治的には、社会民主主義諸勢力を主たる担い手とする自治体社会政策の膨張傾向に対抗することを指向し、社会福祉の分野においてライヒ主導を実現すべく、カトリックを中心とする私的福祉の奨励を自治体への対錐として推し進めた。ライヒ社会福祉法の制定は、この路線にとって試金石のひとつであったと言える¹⁹⁾。この法律制定が政治日程にのぼった1923年1月以降、ブラウンスが私的福祉団体の代表と労働省の担当者との意見交換の場として定例懇話会を設置するようリッターに命じたのも、そうした意図によるものであった。こうした状況のなかでカトリック系のカリタス協会は、社会福祉制度の成立過程においてその理念と利害関心を顯示する有力な通路を手にしたと言える²⁰⁾。ヴァイマル共和国の社会政策の立案と実施において、したがってまたヴァイマル社会国家の構築にさいして、カトリックおよび中央党が主導的な役割を果したことはこれまで研究史において指摘されてきたが、いま社会福祉制度の再編においてもそうした軌跡を確認することができる²¹⁾。

これに対して内国伝道は、カリタス協会ほど直接的な影響力をライヒ労働省に行使できたわけではなかったが、代表者を定例懇話会に送り出すことができたため政策立案に一定程度影響力を及ぼすことができた。また、ドイツ民主党に所属するプロテスタントの労働省課長ヴェルツ(Otto Wölz)が、省内において内国伝道の利害表出に一定の役割を果した。しかし、彼はときおり人事問題で異論を主張したほかは、ブラウンスの政策を支持してその実現に尽力したという²²⁾。主導権を握るカトリックとの連携によってキリスト教系社会福祉全体の存続と拡充を図るなかで自らの存立の保証を獲得することを、内国伝道は指向したと言えよう。

さて、リッターによって準備されたライヒ社会福祉法草案は、その後ハイパー・インフレーションとルール紛争による政治的および経済的混乱のなかで法律として制定される機会を逸した。その後、インフレーションの収束とルール紛争の決着が図られたのち1923年12月8日にマルクス内閣によって全権委任法が制定されたとき、リッター草案はこの全権委任法にもとづく大統領緊急令として法制化されるにいたる。全権委任法が失効する直前の1924年2月13日、ライヒ扶助義務令として公布されたのである²³⁾。

ライヒ扶助義務令は、前述のリッター報告書に示された基本方針に沿うものであった。その内容を概観するならば、公的扶助の新たな担い手組織として広域的な州扶助連盟と地区扶助連盟が創設され（第1条）、また扶助連盟のもとで扶助活

動を実施する組織として扶助局(Fürsorgestelle)が設置されることとなった（第3条）。扶助サービスを受けられる要件、扶助の種類や水準など具体的な実施方法についてはライヒ政府が基本原則を定め、これにもとづいて州が具体的に策定すべきものとされた（第6条）²⁴⁾。さきに指摘したカトリック補完性原理は、第5条において具体化された。それによれば、州および扶助連盟はライヒ扶助義務令に定められた扶助サービスの個々のサービスを、民間扶助組織に委託することができた。また、扶助サービスを提供するさい民間扶助組織がそれを担うに十分な施設と人員を保有している場合には、扶助連盟は独自に公的施設を新設してはならないとされた。これは、公的扶助が民間扶助の活動領域に必要に進出すること、あるいは不适当に介入することを禁ずる遮断規定であり、補完性原理の具現化を象徴的に示していると言える。さらに、地区ごとに設置される扶助局は、公的扶助と民間扶助がそれぞれの自立性を保ちつつ目的に適った相互補完的な協力関係を形成できるように働きかけるべきであるとされ、いわば両者間の紐帯としての役割を果たすことを期待された。

以上のライヒ扶助義務令は「私的団体の条件付き優先、公的担い手の最終的責任、両者の協働の義務化」の三つの原則から構成されており、私的福祉団体が公的担い手とともに社会福祉に共同形成的に関与することを法的に保証し、またそれを私的福祉団体に要請するものであった。ここに補完性原理を基礎とする二元的福祉制度が成立した。

III 内国伝道の財政問題

以上の二元的福祉制度は私的福祉の優先を原則とする点に大きな特徴があるが、しかし他面において、たとえ双軸的な意味においてあれ、公的福祉を新しい社会福祉制度における一方の実施主体として明確に位置づけたことは、旧来の制度に対する大きな修正を意味した。さらにまた、財政的側面において公的資金が不可欠の構成要素として制度の根幹に据えられたことは決定的な変化であった。1920年代における内国伝道の福祉施設の運営は、独自の資産のほかにそうした公的福祉財源に大きく依存するにいたる。

内国伝道をはじめとする宗派系福祉団体は、それまで寄付金などからなる独自の資産を基礎にして施設運営を行ってきたが、ヴァイマル初期のハイパー・インフレーションのなかで資産の著しい減価を経験し、財政的苦境に陥った。また、それまで寄付によって内国伝道を資金的に支えていた中間的社会層がインフレーションのなかで窮乏化したことは、内国伝道の財政的窮状をさらに深める結果となつた。その変化を内国伝道ミュンヒエン支部について見るならば、戦前期（1900年）

の財政収入に占める会費の比率が35%，また寄付の比率が40%であったのに対して，1926年にはそれぞれ2%，11%へと急落した²⁵⁾。会費と寄付からの収入の激減が生じたのである。ただし，このミュンヒエンの事例は，戦前期の会費と寄付の比率が著しく高いという，この地域特有の特徴を示しているため，全国の一般的傾向にも留意すべきであろう。第1表は，第一次大戦前夜（1911年）の時点で全国89都市に所在した1468の私的福祉団体，ベルリンの144団体，ミュンヒエンの61団体の財政収入を示している。いま，会費，寄付・募金，事業収入・利子収入の3項目からの収入を自己収入と見なすならば，ミュンヒエンではこれが83.6%に達しているのに対して，全国では60.4%，ベルリンでは62.0%である。これに反比例する形で，全国およびベルリンでは公的福祉資金と補助金の比率が相対的に高いという傾向を示している。これらの数値は，社会福祉における公的関与の地域的偏差を反映するものとして興味深い。しかし行論上の関連においては，こうした地域的偏差にもかかわらず，ミュンヒエンだけでなくベルリンをはじめとする全国各地において，インフレーションの打撃のもとで私的福祉団体の自己収入部分が激減したことに注目したい。内国伝道やカリタス協会など私的福祉団体は，1923年1月16日に連名でライヒ労働省に送付した覚書のなかで，当時の財政的窮状をつぎのように訴えかけた。インフレーションの昂進によって福祉団体の保有資産の減価が進行し，各地で福祉施設の破綻が頻発している。その結果，今後は私的福祉事業をこれまでの水準で継続することはきわめて困難である，と²⁶⁾。まさしくインフレーションの結果，私的福祉団体は戦前期以来の伝統的な経常収入によつてはもはや経常支出を補填できない状態に陥ったのである。

第1表 私的福祉団体の財政収入（1911年；単位=1000マルク）

収入項目	全国		ベルリン		ミュンヒエン	
	収入	比率(%)	収入	比率(%)	収入	比率(%)
会費	4,173	13.7	879	15.3	189	16.3
寄付・募金	6,548	21.5	1,258	21.9	350	30.2
事業収入・利子収入	7,675	25.2	1,425	24.8	430	37.1
公的福祉資金	9,016	29.6	1,614	28.1	108	9.3
補助金	3,046	10.0	534	9.3	82	7.1
その他	0	0.0	35	0.6	0	0
合計	30,458	100.0	5,745	100.0	1,159	100.0

[出典] Rudolff, *op.cit.*, S.490.

こうした状況のもとで内国伝道は，扶助の基準経費にもとづく公的福祉資金のほかに，地区扶助連盟を中心とする公的機関からの助成金や支援金への依存度を高めざるを得なかった。さきに紹介した内国伝道ミュンヒエン支部のインフレ

期以後の財政状態を示す史料がいま手元にないため具体的な数値をもって論ずることはできないが、戦前と比べて1926年の自己収入比率が75%から13%にまで低下したとすれば、その減少分を埋めることができるものは公的な資金(扶助資金と補助金)か外部からの借款をおいてほかになかった。のちに触れるように、借款はとくに福祉施設の設備投資において無視しがたい役割を果たしたが、日常の扶助にかかる経常的な支出の補填においては、何よりも公的資金の役割が決定的であった。私的福祉団体は、公的資金への依存関係のなかへ構造的に組み入れられるを得なかったのである。その結果、これらの団体は社会的自助という伝統的な性格を弱めていき、言うなれば「公的福祉業務の委託遂行の担い手」へと転位していった²⁷⁾。カミンスキー(Uwe Kaminsky)は、かかる依存関係を「国家の手による民間団体の財政的扶養」とも特徴づけている²⁸⁾。

いまや福祉当局が福祉施設入所者の選定と割り振りを行い、私的福祉施設に扶助を委託する人数に応じて資金を配分するという制度が確立されるにいたったのである。そのさい社会福祉を拡充すべく、質的に高い扶助サービスの提供が資金配分の優先的基準とされたため、私的福祉団体は競い合ってその基準を満たそうとした。サービスの改善、職員の増員や優秀な職員の配置、施設の拡張や設備改善などを追求したのである。さらに福祉当局は、財政的効率性を重視する観点から入所者一人当たりの扶助費(Pflegesatz)をできる限り抑制することを指向し、その金額決定をめぐる協議において福祉団体相互を競わせて最低額を提示する団体に入所者を割り当てた。私的福祉団体は厳しい競争原理にさらされたのである。こうした福祉財源の配分方法によって生じた財政的負担は、私的福祉団体に重くのしかかった²⁹⁾。

そのうえさらに、地域によっては法定サービスを上回る水準の福祉を実現しようとする傾向が見られた。たとえば内国伝道ライン地区委員会の報告書は、つぎのように指摘している。ライン地方の「扶助給付は眼を見張る水準に達している。それは法的に義務化された給付の分野だけでなく、法的強制のない自発的に着手された分野に及んでいる。このことは地域の窮状にかんする洞察と、扶助を拡充するという明確な目的意識にもとづいている。」しかし、こうした福祉当局の指針は二重の作用を有する。一方において、私的福祉団体は超過扶助からより多くの公的福祉資金を獲得すべく、収容定員を拡大してできる限り多くの入所者を受け入れようとする。他方において、行政の側はその法的義務を超える超過給付にふさわしい、より高い扶助水準を民間施設に要求する、と³⁰⁾。

以上の要因に規定されて、福祉当局と私的福祉の双方の手による社会福祉の拡充(質的向上と量的拡大)が過大ともいえる規模と水準で推進され、相対的安定期に螺旋状を描いて進展することとなった。しかし、そのなかで私的福祉団体は拡

充の実現に自己資金だけでは対応できなかったため、借款によって資金調達せざるを得なかった。この点について内国伝道ライン地区委員会は、つぎのように指摘している。「入所者割り当て機関の側から示される高い給付要求に直面して、われわれの施設における扶助給付はまさに負担可能な限界線ぎりぎりの状態にある」と³¹⁾。その帰結として生じた事態は、私的福祉団体における債務の増大にほかならない。まさしくヴァイマル社会国家は、私的福祉における債務の増大傾向を孕みつつその社会福祉制度を拡充していくのである。

内国伝道系福祉団体を債務増大へ導いた施設拡充路線は、さらにいまひとつ別の要因によっても規定された。それは、ライヒによる財政支援である。これは元来、インフレ期における私的福祉団体の窮状を救済する目的で開始された。その発端は、さきに指摘した私的福祉団体連名による労働省宛の1923年1月16日付け覚書である。そのなかで福祉団体の代表は、私的福祉事業の深刻な財政的状況を訴えかけたうえで、私的福祉全体のための金融機関の設立とライヒによる財政支援を要請したのである³²⁾。これを受けてライヒ労働省のヴェルツは、2月12日に開催された第2回定期懇話会において、これらの要請を受け入れる方針を表明した。そのさいヴェルツは私的福祉団体に対して、ライヒの財政支援のみならず国内外からの借款によって再建資金を調達するよう要請し、ライヒ財政支援資金の管理とあわせてそうした独自の資金調達の実行こそが、新設されるべき金融機関の主要な任務であると指摘した³³⁾。

ヴェルツが言及した新しい金融機関は、早くも1923年3月10日にドイツ公益福祉施設救済金庫(Hilfskasse gemeinnütziger Wohlfahrtseinrichtungen Deutschlands)として設立された。そのさい、内国伝道とカリタス協会が中心的な役割を果たした。金庫の資本金80万マルクのうち内国伝道とカリタス協会がそれぞれ25%ずつを負担したのである。残りの資本金はほかの4つの主要な私的福祉団体が分担した。

救済金庫の設立によって、私的福祉団体に対するライヒ補助金制度を開始するための準備が整った。この補助金制度は、その初年度に当たる1923年に2,000万マルクの交付実績を残したのち、1933年まで存続した。ただし、交付金額は年を追うごとに減少していく、1924年には1,500万マルク交付されたが、1925年は1,200万マルク、1926年は600万マルクとなった。その後、1927年から1933年までの7年間の合計は1,600万マルク(年平均で約230万マルク)であり、総額は6,895万マルクに達した。そのうち約56%に当たる3,860万マルクが私的福祉団体の各中央組織に交付され、残額(およそ3,035万マルク)は組織化されていない個別の私的福祉団体への補助や国境地帯の福祉団体の支援などに充当された。中央組織全体に交付された補助金のうち内国伝道とカリタス協会がそれぞれ1,390万マルクを受け取り、両

者あわせて全体の72%(補助金総額の40.3%)を占めた。それぞれの中央組織に交付された補助金の15%は、傘下の福祉団体のうち財政基盤が著しく脆弱な団体に直接配分され、残りの85%が中央組織の基金に組み入れられ、この基金から傘下の団体への貸し付けが行われた。この貸付業務は、さきに設立された救済金庫が引き受けた³⁴⁾。私的福祉団体の中央組織とライヒの交渉窓口を担ったのはライヒ労働省課長のデュンナー(Julia Dünner)であった。彼女は、ライヒ補助金制度を継続するためにライヒ大蔵省との折衝において財源確保に大いに尽力したという。自治体社会主義に対抗すべく、ライヒ資金を梃子とする私的福祉の拡充を指向するカトリック系福祉官僚の姿を、ここにも見ることができる³⁵⁾。

ライヒ補助金の交付にさいして内国伝道とカリタス協会が中心的な受益者となつたが、その原因は補助金配分の基準に求めることができる。すなわち、ライヒ補助金は福祉施設のベッド数を基準に画一的に配分されたからである。第2表は主要な4つの私的福祉団体の規模を示している。内国伝道とカリタス協会の内訳が不明であること、また4団体以外の福祉団体が示されていないことなど統計数値としては不完全であるとしても、内国伝道とカリタス協会が私的福祉団体のなかで占める圧倒的な比重をこの表から看取できるであろう。したがって、これら二つの宗派系団体が配分において有利となることは必然であった。しかし他面で、両団体は自らの配分比率を上げるべく、既存のベッド数のさらなる増加を指向した。それは、補助金確保を目的とする過大な施設拡張を意味するものにほかならず、その帰結として財政負担の増加をもたらさざるを得なかった。このことが、内国伝道における債務傾向をさらにいっそう強める一因となったのである³⁶⁾。

第2表 主要福祉団体の規模（1927年）

	施設	ベッド	従事者
内国伝道・カリタス協会	23,086	427,105	91,052
労働者福祉	4,976	59,345	6,054
ドイツ赤十字	2,766	15,971	7,935

[出典] Kaiser, *op.cit.*, Anm.121 (S.139), Anm.130 (S.144)

ヴァイマル期における福祉団体の財政上の問題点を、同時代の冷静な観察者であったフランクフルト大学のクルムカー(Christian J. Klumker)は以下の諸点に見出している。第一に、現実を顧みないユートピア的構想と過大な要求を指向したこと、第二に、社会福祉の財源を国内外からの借款によって調達したこと、第三に、財政的に実現可能な理性的政策を顧慮しないで、度を越した政策を実行した福祉官僚ヒエラルヒーの存在である³⁷⁾。同じように、カイザー(Jochen-Christoph Kaiser)は、この問題をつきのように総括している。「1920年代中葉のブーム期にいたるところで実施された新規投資はベッドの過剰容量をもたらし、

費用に見合った経済的な施設運営を妨げた。……私的および公的福祉団体は、手元資金を節約しようとはしないで、国の補助金や借款の助けによって新しい施設が建設できる見込みがあると見るや躊躇せずそれに着手した。しかし、その施設は往々にして威信誇示の欲求を反映するものであり、いずれの場合も建設の必要性は事前の専門的所見によって審査されなかった。」そこでは「理性的な費用計算の枠組を打ち壊す理想的な構想への指向」が際立っていた、と³⁸⁾。

ライヒ補助金制度が内国伝道をはじめとする私的福祉団体に及ぼした影響は、以上の財政的側面にとどまらなかった。たしかに私的福祉施設は、この補助金制度による支援のおかげでインフレ期の苦境を脱することができた。このことは、私的施設入所数の推移からも明らかである。いま、ライン地方における民間の精神障害者扶助施設の入所者数を示す第3表によれば、第一次世界大戦前の1914年に8,159人であった入所者数は、ヴァイマル初期（1918—22年）には年平均で約5,700人にまで減少した。しかし、1923年に導入されたライヒ補助金制度の実施によって、その数は6,212名まで増加した。その後、ライヒ補助金制度の継続のみならず、

第3表 ラインラントにおける精神障害者扶助の展開（入所者数：1895—1945年）

年	A. 絶対数			B. 構成比		C. 変化 (1913年=100)		
	民間施設	公的施設	合計	民間施設	公的施設	民間施設	公的施設	合計
1895	4,636	2,789	7,425	62.4	37.6	59.5	37.7	48.9
1912	7,621	6,983	14,604	52.2	47.8	97.8	94.3	96.1
1913	7,790	7,403	15,193	51.3	48.7	100.0	100.0	100.0
1914	8,159	7,663	15,822	51.6	48.4	104.7	103.5	104.1
1915	8,217	7,611	15,828	51.9	48.1	105.5	102.8	104.2
1916	8,120	7,931	16,051	50.6	49.4	104.2	107.1	105.6
1917	7,497	6,681	14,178	52.9	47.1	96.2	90.2	93.3
1918	6,301	5,652	11,953	52.7	47.3	80.9	76.3	78.7
1919	5,751	5,028	10,779	53.4	46.6	73.8	67.9	70.9
1920	5,496	5,502	10,998	50.0	50.0	70.6	74.3	72.4
1921	5,807	5,823	11,630	49.9	50.1	74.5	78.7	76.5
1922	5,737	5,368	11,105	51.7	48.3	73.6	72.5	73.1
1923	6,212	5,255	11,467	54.2	45.8	79.7	71.0	75.5
1924	6,890	5,329	12,219	56.4	43.6	88.4	72.0	80.4
1925	7,050	6,048	13,098	53.8	46.2	90.5	81.7	86.2
1926	7,639	6,768	14,407	53.0	47.0	98.1	91.4	94.8
1927	8,429	7,202	15,631	53.9	46.1	108.2	97.3	102.9
1928	8,934	7,606	16,540	54.0	46.0	114.7	102.7	108.9
1929	9,722	8,069	17,791	54.6	45.4	124.8	109.0	117.1
1930	10,092	8,653	18,745	53.8	46.2	129.6	116.9	123.4
1931	10,210	8,997	19,207	53.2	46.8	131.1	121.5	126.4
1932	10,341	9,095	19,436	53.2	46.8	132.7	122.9	127.9
1933	10,592	9,313	19,905	53.2	46.8	136.0	125.8	131.0
1934	11,046	9,660	20,706	53.3	46.7	141.8	130.5	136.3
1935	11,123	9,900	21,023	52.9	47.1	142.8	133.7	138.4
1936	10,020	9,592	19,612	51.1	48.9	128.6	129.6	129.1
1937	10,899	9,500	20,399	53.4	46.6	139.9	128.3	134.3
1938	10,994	9,750	20,744	53.0	47.0	141.1	131.7	136.5
1939	12,862	7,813	20,675	62.2	37.8	165.1	105.5	136.1
1940	13,182	7,618	20,800	63.4	36.6	169.2	102.9	136.9
1941	11,087	7,153	18,240	60.8	39.2	142.3	96.6	120.1
1942	9,794	5,406	15,200	64.4	35.6	125.7	73.0	100.0
1943	9,181	4,256	13,437	68.3	31.7	117.9	57.5	88.4
1944	7,409	4,751	12,160	60.9	39.1	95.1	64.2	80.0
1945	6,248	4,203	10,451	59.8	40.2	80.2	56.8	68.8

[出典] Kaminsky, *op.cit.*, S.530.

らず新しい社会福祉立法とそれにもとづく再編が進展したため、入所者数は継続的に増加傾向を示す。1924年に6,890人へ増加したのち、1930年には10,092人に達した。

しかし、こうした展開の背後には以上で指摘した過大な投資傾向が伏在しているだけではなく、私的福祉制度の在り方にかかわる重大な変容が進展していた。その主要なものを指摘するならば、第一に、私的福祉における中央組織の役割の強化である。ライヒ補助金の受け入れと配分が中央組織によって担われたため、福祉団体内部におけるその実質的な権限が強まる結果となった。ヴァイマル社会国家の拡充のなかで増額される福祉財源の配分に与るべく、私的福祉団体は対外的に組織的一体性を保持し、積極的な利害表出を実行しなければならなかったからである。このことは必然的に中央組織の併立を招き、それぞれの中央組織は立法機関と行政官庁に対する利害表出と、協議、妥協、取引による最大限の受益をめぐって競合した。福祉団体のトラスト化と福祉コーポラティズムの出現である。さらに、これにともなってそれぞれの団体内部においては、対外的な利害表出と大規模化した組織運営の効率的な実行を担うべく福祉官僚制の構築が進展した。内国伝道について見れば、ベルリンを拠点とする内国伝道中央委員会がこうした構造的変容によって組織内での位置価を大きく高めることになった。下部団体の影響力が相対的に低下する一方で、権限を強めた中央組織では財政や医療保健の専門家の役割が増大し、福祉の専門化と官僚制化が進展するにいたった³⁹⁾。ハルムゼン(Hans Harmsen)はこうした傾向を典型的に体現する専門家であり、のちに内国伝道における優生学的転回を主導する役割を担うことになる。

第二に、ライヒ補助金が施設のベッド数を基準として配分されたことは、精神疾患者を施設の閉ざされた空間で治療・介助することを目的とする隔離制度を拡充させる方向に作用した。社会的に「開かれた治療・介護」を指向する新しい精神医療は、国家財政的な側面から見れば相対的に軽視されたのである。「閉ざされた治療・介護」が国家の福祉政策における優先的目標に設定された限りにおいて、そうした隔離施設を数多く有する内国伝道はこの政策の最大の受益者のひとつとなり得た。しかしながら、このことが恐慌期には内国伝道にとって桎梏と化すにいたる。

[2009.7.12]

註

- 1) ドイツにおける優生学の歴史的展開を概観するには、以下の研究が有益である。Peter Weingart, Jürgen Kroll u. Kurt Bayertz, *Rasse, Blut und Gene. Geschichte der Eugenik und Rassenhygiene in Deutschland*, FfM 1988.
- 2) ここで「積極的」と「消極的」の用語法について、以下の点を指摘しておきたい。優生学とは本来、「良きもの」の生成とその増加をとおして共同体（国民、民族など）全体の質の向上を目的とする科学であると自己規定されている。したがって、「優良遺伝形質」の保持者を増加させる措置は「良きものの増加」という本来の目的に「積極的」に寄与するものであるとされる。これに対して、「劣等遺伝形質」の保持者の抑制ないし減少を図る措置は、目的に照らして「消極的」な意義しかもたないと位置づけられる。本稿にて「積極的」ないし「消極的」優生学という用語を使用するのは、この意味の限りにおいてである。
- 3) Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses, in: *Reichsgesetzblatt (=RGBI)*, I 1933, S.529-531.
- 4) ボック (Gisela Bock) によれば、1937年時点のドイツ帝国領土を基準としたとき、犠牲者は国内で約36万人、国外で約4万人に達した。Vgl. Gisela Bock, *Zwangsterilisation im Nationalsozialismus. Studien zur Rassenpolitik und Frauenpolitik*, Opladen 1986, S.238.
- 5) 『わが闘争』のなかで、ヒトラーは人種衛生についてつぎのように叙述している。「民族主義国家は人種を一般生活の中心に置かねばならない。それは人種の純粋保持に努めなければならない。それは、子供こそが民族のもっとも貴重な財産であると宣言しなければならない。それは、健康である者だけが子供を産むべきであり、病気や欠陥があるにもかかわらず子供を産むことは恥辱にはからず、これを諦めることが最高の名誉であることに留意しなければならない。……国家は、明らかに病気である者、悪質な遺伝子をもつ者、さらに負担となる者には生殖不能と宣告し、実際にこれを実行すべきである。」アドルフ・ヒトラー『わが闘争』(下) 平野一郎、将積茂訳、角川書店、1973年、55ページ (一部を改訳した)。
- 6) 「トライザ決議」は、以下に収められている。Hans Harmsen, *Gegenwartsfragen der Eugenik*, in: *Die Innere Mission*, 26 (1931), S.336-339.
- 7) この時期の内国伝道と優生学の関係については、何よりもまず以下の研究を参照。Jochen-Christoph Kaiser, *Sozialer Protestantismus im 20. Jahrhundert. Beiträge zur Geschichte der Inneren Mission 1914-1945*, München 1989; Ders., *Innere Mission und Rassenhygiene. Zur Diskussion im Centralausschuß für Innere Mission 1930-1938*, in: *Lippische Mitteilungen*, 55 (1986), S.197-217. さらに、つぎの研究も参照。Kurt Nowak, "Euthanasie" und

Sterilisierung im Dritten Reich. Die Konfrontation der evangelischen und katholischen Kirche mit dem Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses und der "Euthanasie"-Aktion, 3.Aufl., Weimar 1984; Michael Schwartz, Protestantismus und Weimarer Eugenik, in: J.-Ch.Kaiser u. M.Gerschat (Hg.), *Sozialer Protestantismus und Sozialstaat*, Stuttgart 1996, S.118-135.

ナチスをも視野に入れた邦語研究として、河島幸夫氏の一連の研究が参照されるべきである。河島幸夫『戦争・ナチズム・教会——現代ドイツ福音主義教会史論』新教出版社、1993年；河島幸夫「ナチス優生政策とキリスト教会——遺伝病子孫予防法（断種法）への対応」山崎喜代子（編）『生命の倫理——その規範を動かすもの』九州大学出版会、2004年、235-270ページ；河島幸夫『政治と信仰の間で——ドイツ近現代史とキリスト教』創言社、2005年；河島幸夫『ナチスと教会——ドイツ・プロテスタントの教会闘争』創文社、2006年。

8) Peter Hammerschmidt, *Die Wohlfahrtsverbände im NS-Staat. Die NSV und die konfessionellen Verbände Caritas und Innere Mission im Gefüge der Wohlfahrtspflege des Nationalsozialismus*, Opladen 1999, S.74.

9) Wilfried Rudolff, *Die Wohlfahrtsstadt. Kommunale Ernährungs-, Fürsorge- und Wohnungspolitik am Beispiel Münnchens 1910-1933*, Göttingen 1998, S.483.

10) ヴァイマル憲法第137および138条。Vgl. Horst Hildebrandt (Hg.), *Die deutschen Verfassungen des 19. und 20.Jahrhunderts*, 13.Aufl., Paderborn 1985, S.102；高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集』〔第4版〕信山社、2005年、140-141ページ。

11) ヴァイマル初期の政治と福音主義教会の関連については、以下を参照。Kurt Nowak, *Evangelische Kirche und Weimarer Republik. Zum politischen Weg*

des deutschen Protestantismus zwischen 1918-1932, 2.Aufl., Göttingen 1988, bes. S.17-125.

12) Kaiser, *op.cit.*, S.70.

13) Mündlicher Bericht des Ausschusses für den Reichshaushalt vom 17.5.1922, in: *Stenographische Berichte des Reichstags, I.Wahlperiode 1920/1922*, Aktenstück Nr.4181, II-a-1, S.4519.

14) Antrag von Meier u.a. vom 14.7.1922, in: *ebenda*, Aktenstück Nr.4764, S.5211.

15) Denkschrift des Reichsarbeitsministeriums über die Vorarbeiten zu einem Reichswohlfahrtsgesetz. Vom 14. Februar 1923, in: Julia Dünner,

Reichsfürsorgerecht. Die Fürsorgepflichtverordnung vom 13. Februar 1924 nebst den damit zusammenhängenden Gesetzen und Verordnungen des Reiches und der Länder, München 1925, S.74-81.

- 16) Denkschrift des Reichsarbeitsministeriums, S.75-76.
- 17) Ebenda, S.80.
- 18) Ebenda, S.81.
- 19) 将来の社会福祉制度においてライヒ政府が主導的な役割を引き受けるべきであることは、リッターが労働省内での立案作業において示した7項目の基本方針のなかに明示されている。Vgl. Christoph Sachse u. Florian Tennstedt, *Geschichte der Armenfürsorge in Deutschland. Bd.2. Fürsorge und Wohlfahrtspflege 1871 bis 1929*, Stuttgart u.a., 1988, Anm.355, S.235-236.
- 20) Kaiser, *op.cit.*, S.127. リッターの経歴については、以下を参照。Sachse u. Tennstedt, *op.cit.*, S.145.
- 21) 社会国家の重要な政策領域のひとつである住宅政策における中央党の影響力については、拙著『ドイツ住宅問題の政治社会史 —— ヴァイマル社会国家と中間層』未来社、1999年（とくに第3章から第5章）を参照されたい。
- 22) Kaiser, *op.cit.*, S.127.
- 23) Verordnung über die Fürsorgepflicht vom 13.2.1924, in: *RGBl.*, I 1924, S.100-107.
- 24) このライヒの基本原則は、その後1924年12月4日に公布された。Vgl. Reichsgrundsätze über Voraussetzung, Art und Maß der öffentlichen Fürsorge vom 4.12.1924, in: *RGBl.*, I 1924, S.765-770.
- 25) Rudolff, *op.cit.*, S.490.
- 26) Hammerschmidt, *op.cit.* S.83.
- 27) Rudolff, *op.cit.*, S.490.
- 28) Uwe Kaminsky, *Zwangssterilisation und "Euthanasie" im Rheinland. Evangelische Erziehungsanstalten sowie Heil- und Pflegeanstalten 1933-1945*, Köln 1995, S.67.
- 29) Ebenda, S.64.
- 30)"Die wachsende Auswirkung der deutschen Not als Frage und Forderung an unsere evangelische Liebesarbeit"(Jahresbericht des Rheinischen Provinzialausschusses für Innere Mission 1930/1931), zit. nach: ebenda, Dok.9, S.637-640, hier S.639.
- 31) Ebenda, S.640.
- 32) Hammerschmidt, *op.cit.*, S.83.

- 33) Kaiser, *op.cit.*, S.129.
- 34) Hammerschmidt, *op.cit.*, S.84, Anm.63 (S.85); Kaiser, *op.cit.*, S.170-171, Anm.457 (S.240).
- 35) デュンナーは、戦前からカトリック女性運動の活動家として中央党やカリタス協会と密接な関係を有していた。1920年、プラウンスの要請に応えてライヒ労働省に入省し、社会福祉局の担当課長としてリッターを補佐するなかで社会福祉の制度設計に参画した。Vgl. Kaiser, *op.cit.*, S.127, 166, 171.
- 36) Hammerschmidt, *op.cit.*, S.85.
- 37) Kaiser, *op.cit.*, S.166
- 38) Ebenda, S.165-166.
- 39) Ebenda, S.165; Sachse u. Tennstedt, *op.cit.*, S.172